注文第 c-3053 号

年 月 日

注 文 請 書

株式会社 建設環境研究所 御中

本契約の契約条項は裏面記載の通りとします。

印紙

受託者

住所

氏名

印

合計金額	638,000 円	()	(消費税 58,000 円を含む)		
	品 名		数量	金額(税抜)	
福島県国営追悼·祈	f念施設管理運営検討等業務				
パース作成他業務	·		一式	580,000	
	•				

納品場所: 弊社 本社

希望納期: 2025年3月25日

支払期日: 納品締切後50日

備 考:		
20241186	※税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等相当額は変動後の消費	税率により計算する

契約条項

(注文書及び注文請書)

1. 注文者を甲、請負者を乙とする。甲は、注文書及び指示書等の資料 (以下「仕様書類」という)により、個々の業務契約の内容を乙に 提示し、乙は、受託の証として注文請書を提出する。

(乙の義務)

2. 乙は注文書及び仕様書類に基づき、所定の期限内に契約した成果 品又は役務の提供を完了しなければならない。

(守秘義務)

3. 乙は、業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。また、甲の 許可なく成果品(業務の過程で得られた記録等を含む)を他人に 閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

なお、本項の定めは、業務終了後も効力を有するものとする。

(貸与品等の取扱)

4. 乙は、業務に必要な物品・資料等を甲から貸与された場合は、注意をもって保管し、紛失、破壊等が生じないようにしなければならない。 貸与品は、委託契約範囲外の加工・利用・複写・複製を一切行わないものとする。当該業務終了後は、貸与品を速やかに甲に返却し、手元に一切残さないものとする。

(再委託の禁止)

5. 乙は、甲の許可無く業務の処理を他へ委託してはならない。 本条に基づき再委託をした場合であっても、当該再委託により乙の 本契約に基づく義務及び責任は軽減又は免除されないものとし、 当該第三者の責に帰すべき事由は全て乙の責に帰すべき事由と みなす。

(安全管理)

6. 乙は、現地作業等の実施に当たり事故等が発生しないよう労働安全衛生法、並びに甲の「安全管理の手引き」に基づき、安全管理の徹底を図り、指導に努めなければならない。

乙は、現地作業中に事故等が発生した場合は、直ちに甲に報告 すると共に乙の責任において必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

7. 乙の過失により発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のため に生じた経費は、乙が負担するものとする。

(納品等)

8. 乙は、納期までに甲の受入検査を受け、成果品を納品しなければならない。甲は納品後7日以内に受入検査をするものとし、受入検査の結果、成果品が仕様書類と適合しない場合は、乙の負担で変更、修正を行い、再度、甲の受入検査を受けるものとする。 受入検査の結果、合格となった場合、乙は支払請求書を甲へ提出する。なお、委託代金は銀行振込により支払うものとし、振込手数料は乙が負担するものとする。

(契約不適合責任等)

9. 成果品が契約の内容に適合しないものであった場合は受入検査合格後であっても、乙は、甲が不適合を知った時から1年または成果品の引渡しの日から3年以内は、成果の不適合を補修をし、かつ、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

履行の追完を催告したにもかかわらずこれがない場合は、甲は不適合 の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

ただし、成果の不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、甲が不適合を知った時から5年、または成果品引き渡しの日から10年とする。

(契約の解除)

- 10. 甲は、下記に該当する理由があるときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することが出来る。
 - イ) 乙が、正当な理由なくして期間内に契約事項を履行出来ないとき。
 - ロ) 乙が、契約の解除を申し出たとき。
 - ハ)検査に不合格で、指定した期限内に合格する成果品を納入できないとき。
 - 二) 本契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき

前項の規定により契約を解除したときは、乙は、甲の受けた損害金の 全部を賠償しなければならない。

(著作権の移転)

11. 乙は、成果品が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号 に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作 権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を甲から 乙に当該契約代金を完済したとき乙から甲に譲渡するものとする。 なお、本譲渡の代価は、委託代金に含まれるものとする。 また、乙は著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する 権利をいう。)を行使しないものとする。

(反社会的勢力の排除)

12. 甲および乙は、それぞれに役員もしくは従業員が反社会的勢力ではないこと、又は反社会的勢力と評価される団体又は人(国又は公共団体の機関によって評価された場合を含む)と関係を有し、又はそれらの名称を使用したり、名称の影響力を利用しない。甲、乙の一方がこの契約に違反した場合には、そのことを理由として他方当事者は何らの通知、催告なしに、直ちに本契約を解除することができる。

(その他)

- 13. この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは 甲乙協議して解決する。
- 14. 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における消費税等相当額は変動後の消費税率により計算する。